

司法試験委員会会議（第125回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成28年8月9日（火）15:30～17:00

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）山口 厚

（委員）秋葉康弘，大沢陽一郎，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

伊藤栄二人事課長，丸山嘉代官房付，是木 誠試験管理官，森山智文人事課付

4 議題

- (1) 平成28年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について（報告）
- (2) 平成28年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告）
- (3) 平成29年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (4) 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームにおける検討について（報告・協議）
- (5) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 平成28年司法試験予備試験論文式試験受験状況

資料2 平成29年司法試験の実施日程等について

資料3 平成29年司法試験予備試験の実施日程等について

6 議事等

- (1) 平成28年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について（報告）
 - 事務局から，平成28年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について，資料1に基づき報告がなされた。
- (2) 平成28年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告）
 - 委員長から，平成28年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として別紙1記載の者を法務大臣に推薦することについて，司法試験委員会令議事細則第6条第1項に基づき，書面により各委員から意見を徴した結果，了承され，平成28年6月27日付け及び同年7月26日付けで委員会の議決としたことが報告された。

これに関し，事務局から，別紙1記載のとおり司法試験考査委員等に推薦された者が7月4日付け及び同年8月5日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。
 - 委員長から，平成28年司法試験予備試験考査委員として別紙2記載の者を法務大臣に推薦

することについて、司法試験委員会令議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成28年7月6日付けで委員会の議決としたことが報告された。

これに関し、事務局から、司法試験予備試験考査委員に推薦された者が7月13日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。

(3) 平成29年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）

- 平成29年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程及び試験地並びに試験実施日程について、資料2及び資料3のとおりとすることとされた。

(4) 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームにおける検討について（報告・協議）

（◎委員長，□委員，■事務局）

■ 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームにおける検討については、これまでに合計33回の会合を行っているところ、平成29年司法試験に向けた全体像に関して議論がまとまってきている状況にあることから、その内容について報告する。

現在、法務省ホームページ等に寄せられた厳しい意見や未だ信頼回復の途上であることを十分踏まえた上で議論がなされているが、議論の現状としては、今後、司法試験委員会において再発防止策を講じるとともに、各法科大学院においても適切な再発防止策を構築した場合には、そのような再発防止策が講じられている法科大学院の教員に限り、平成29年以降の司法試験において問題作成に関わる司法試験考査委員（以下「考査委員」という。）として選任することを検討するのが相当という方向性で議論がなされている。

今回の漏えい事案に関しては、本年3月29日に、これまでの調査及び検討状況を司法試験委員会に報告しているところであるが、ワーキングチームは、再発防止策を考える上で、①考査委員が教え子である司法試験の受験予定者に日常的に近い立場で接することに内在的危険があること、②遵守事項の実効性に欠けることがあったこと、③長期にわたる考査委員就任による油断や慢心の影響が否定し難いこと、④考査委員の適性に関する情報把握の在り方に問題があったことなどを指摘しており、これらの問題点に対して、一定の対策が講じられることが平成29年以降法科大学院教員が問題作成に関わる前提であるとの議論がなされている。

現在、法科大学院協会においては、再発防止策に関し一定の提言をしているところ、提言内容に関しては、内在的危険を十分意識したものであり、一定の実効性も期待できるため、その提言に沿った再発防止策を各法科大学院が実際に設けた場合、その危険を相当程度減じることができるのではないかの意見が出されている。

また、漏えいの防止のためには、各法科大学院において講じる再発防止策に加え、司法試験委員会においても新たな対策を講じる必要があるとの議論がなされている。その内容に関しては現在も議論が進められているところ、①司法試験委員会の下に、法曹三者や研究者により構成される考査委員推薦のための新組織を設けることの必要性が指摘されていること、②考査委員の再任回数に制限を設けるべきということ、③各法科大学院や法科大学院協会に苦情通報窓口を設置することが検討されていることを踏まえ、司法試験委員会にも苦情通報窓口を設置すること、④法科大学院協会が取りまとめた再発防止策には、個別指導を閉鎖的スペースで行わ

ないことや授業内容を録音することなどが盛り込まれていることを踏まえ、遵守事項にも同様の内容を盛り込むことにより、その実効性を担保することといった対策が必要であるという議論がなされている。

- 司法試験委員会に苦情通報窓口を設置すべきと議論されているとのことであるが、苦情通報窓口寄せられた意見はどのように検討するのか。
- 様々な内容の意見が寄せられる可能性もあり、ワーキングチームにおいても、その検討方法などについては考査委員推薦のための新組織に委ねるべきではないかとの議論がなされている。
- ◎ 多くの法科大学院に苦情窓口が設けられるだけでなく、司法試験委員会としても苦情通報窓口を設置することは良いことだと思われる。
- 苦情通報窓口寄せられた意見に係る事実確認は、考査委員推薦のための新組織が行うのか。それとも事務局において行うのか。
- 考査委員推薦のための新組織の構成員が研究者も含むことから、当該新組織で行う方が良い場合もあれば、事務局を通じて行う方が良い場合もあると思料され、ワーキングチームにおいても議論が固まっていないところである。
- 授業の録音については、法科大学院の教員の自主的な判断により行うものと言うが、実際に法科大学院がどのような受け止め方をしているのか教えてほしい。
- 法科大学院協会の提言としては、法科大学院が所属する教員に授業の録音を命じるのではなく、考査委員が自主的に、例えば司法試験委員会の遵守事項に同意して録音すると決めた場合に、法科大学院としてもその保管等に協力するというところを取り決めたものと承知している。
- ◎ 各法科大学院の再発防止策がどのようなものであるかという点は、今後の方向性を決定する上で重要な要素であり、考査委員の選任スケジュールを考えると迅速な対応が必要となることもあるため、司法試験委員会として平成29年以降の方針を決定する前の段階ではあるものの、事務局において各法科大学院における再発防止策の内容を順次確認してもらいたい。

(5) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成28年9月5日（月）に開催することが確認された。

（以上）

平成28年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員推薦者

古宮久枝
藤田正人

憲法
民事訴訟法

法務省刑事局参事官
法務省大臣官房司法法制部参事官

平成 28 年司法試験予備試験考查委員推薦者

海道俊明	行政法	近畿大学大学院法務研究科講師
二子石亮	民法	法務省訟務局付
堀越健二	商法	法務省民事局付
曲田統	刑法	中央大学法学部教授
星周一郎	刑法	首都大学東京都市教養学部教授
洲見光男	刑事訴訟法	同志社大学大学院司法研究科教授
田中開	刑事訴訟法	法政大学大学院法務研究科教授
安村勉	刑事訴訟法	千葉大学大学院専門法務研究科教授
高橋理恵	法律実務基礎 (刑事)	学習院大学専門職大学院法務研究科教授